

議案第26号

佐野市情報公開条例の改正について

佐野市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市情報公開条例の一部を改正する条例

佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)」を削る。

第6条各号を次のように改める。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)

であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法

律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。  
(以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情  
報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当  
該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条  
第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行  
政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号に  
おいて「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工  
情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した  
同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定  
する個人識別符号
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独  
立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を  
営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、  
人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要  
であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の  
地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供され  
たものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこ  
ととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性  
質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方  
独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する  
情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思  
決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を  
生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を  
及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しく  
は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公に  
することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、

- 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
  - イ 人の生命、健康、生活、財産等の保護、犯罪の予防、鎮圧又は犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
  - ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令等の規定により、公にすることができないと認められる情報

第14条第1項中「。ただし、次条第1項を除く」を削る。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

第23条を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐野市情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第11条第1項に規定する決定について適用し、同日前に行われた同項に規定する決定

については、なお従前の例による。

#### 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市情報公開条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)</u>及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関において管理しているものをいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(情報の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開の請求があったときは、公開の請求に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し当該情報を公開しなければならない。</p> <p><u>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア <u>法令の規定により何人でも閲覧することができる」とされている情報</u></p> <p>イ <u>公表することを目的として作成し、又は取得した情報</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関において管理しているものをいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(情報の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開の請求があったときは、公開の請求に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し当該情報を公開しなければならない。</p> <p><u>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、<u>なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア <u>法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u></p> <p>イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認</u></p>

ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要と認められる情報

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識

ア 人の生命、身体又は健康を法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 人の財産又は生活を法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる侵害から保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

(4) 市の機関又は国等の機関の意思形成過程における事務事業に係る情報であって、公開することにより、当該意思決定に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う検査、試験、交渉、争訟その他の事務事業に係る情報であって、公開することにより、公正又は円滑な行政の執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

## 別符号

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 人の生命、健康、生活、財産等の保護、犯罪の予防、鎮圧又は犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 公開することにより、人の生命、身体等の安全、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共安全の確保に支障が生ずるおそれのある情報

(7) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の定めにより公開することができないとされている情報

(審査請求があった場合の手続)

第14条 実施機関は、第11条第1項に規定する決定又は第5条の規定による請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求があった場合は、その審査請求を不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく佐野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）ただし、次条第1項を

(6) 法令等の規定により、公にすることができないと認められる情報

(審査請求があった場合の手続)

第14条 実施機関は、第11条第1項に規定する決定又は第5条の規定による請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求があった場合は、その審査請求を不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく佐野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければな

<p>除く。)に諮問しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(佐野市情報公開・個人情報保護審査会)</u></p> <p><u>第15条 前条第1項の規定による諮問に応じて審査するため、佐野市情報公開・個人情報保護審査会を置く。</u></p> <p>2 <u>審査会は、委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>審査会の委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 <u>審査会の委員は、再任されることができる。</u></p> <p>6 <u>市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員として適さない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。</u></p> <p>7 <u>審査会は、審査を行うために必要があると認めるときは、関係実施機関の職員、審査請求人、利害関係者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。</u></p> <p>8 <u>審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>9 <u>審査会の行う審査の手續は、公開しない。</u></p> <p>10 <u>前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第23条 第15条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>らない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第15条 削除</u></p> <p>(削除)</p>
--	--